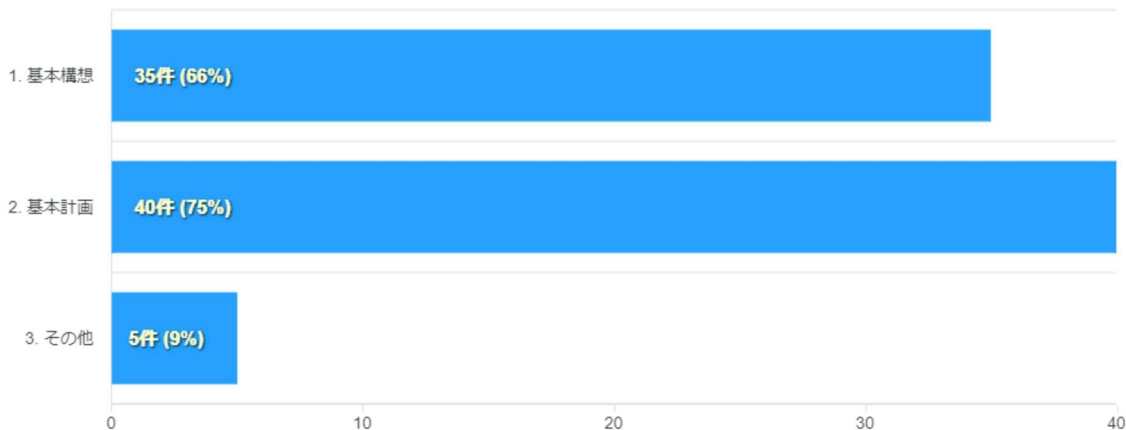


新庁舎整備に関するアンケート調査結果（※回答市町 53件）

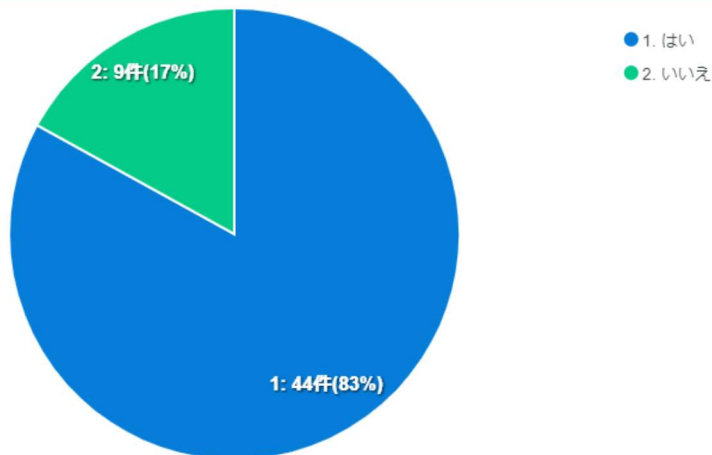
Q 新庁舎整備にあたり策定した計画を教えてください。



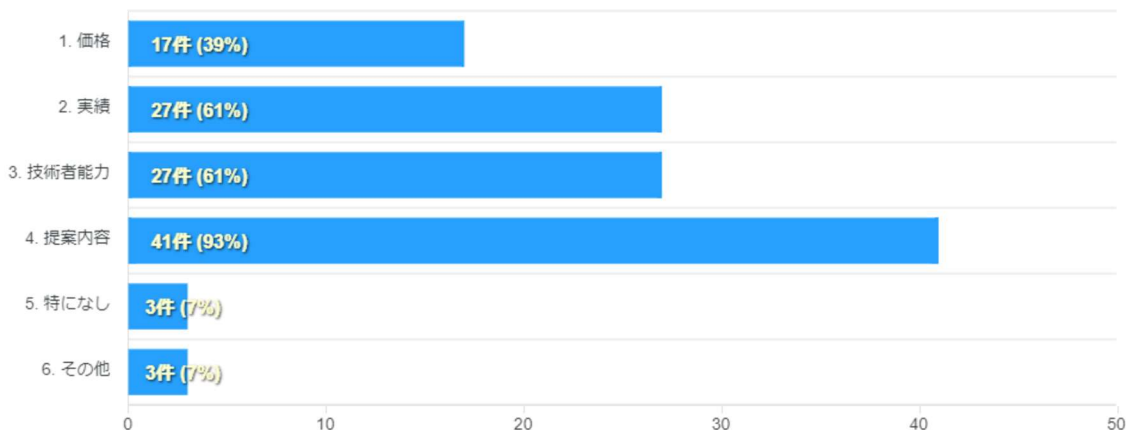
→ 「その他」の意見

- 町議会庁舎建設特別委員会と役場庁舎建設検討委員会を設立。（北海道 上砂川町）
- 整備方針。（岩手県 陸前高田市）
- 実施計画。（宮崎県 五ヶ瀬町）
- 構想・計画は策定せず、基本設計から進めている。（大阪府 能勢町）
- 個別施設計画。（滋賀県 豊郷町）

Q 設計者の選定にあたりプロポーザル方式を採用しましたか。



→ 「はい」の場合、プロポーザルで重要視したことはありますか。

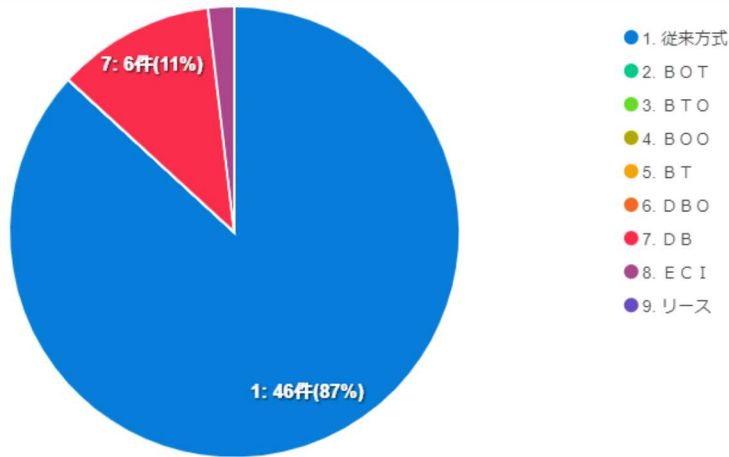


→ 「その他」の意見

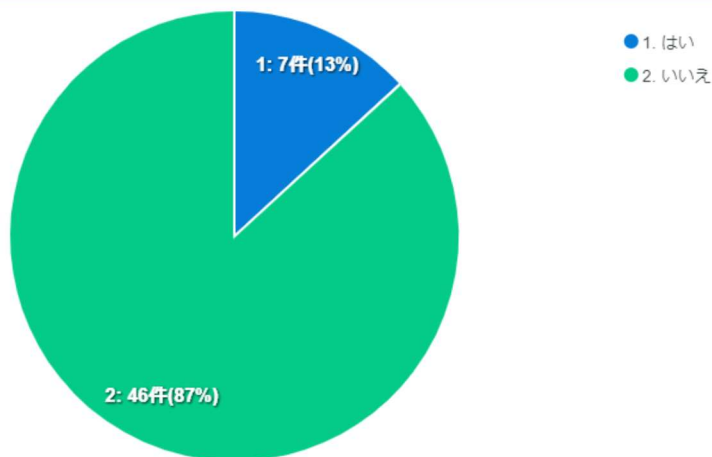
●最大の評価点は、町民の視点に立つとともに、町の考えや判断を実現できる聴く力を持つ設計事業者であることとした。(山形県 川西町)

●地域経済への貢献(山形県 米沢市 / 奈良県 大和高田市)

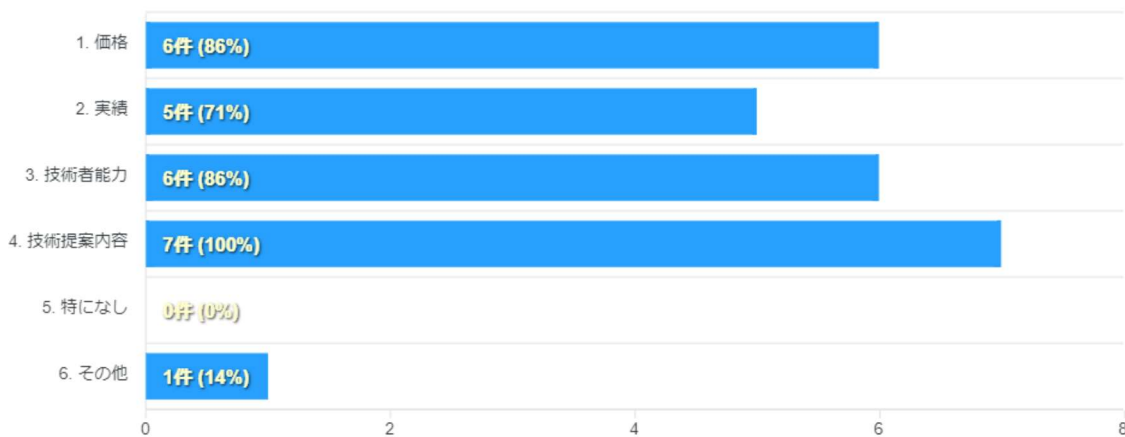
Q 工事の発注方式は何ですか。



Q 工事業者の選定にあたりプロポーザル方式を採用しましたか。



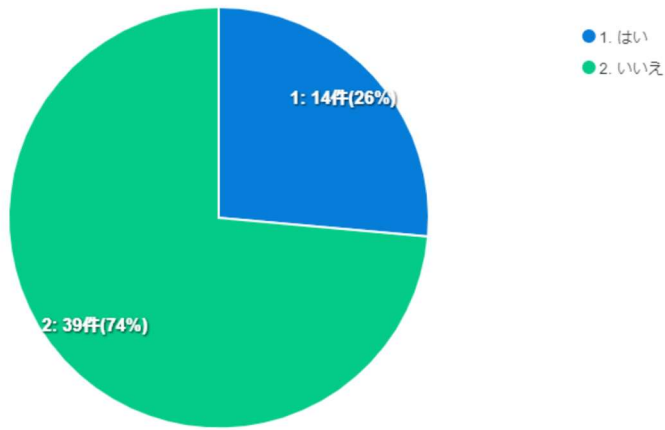
→ 「はい」の場合、プロポーザルで重要視したことはありますか。



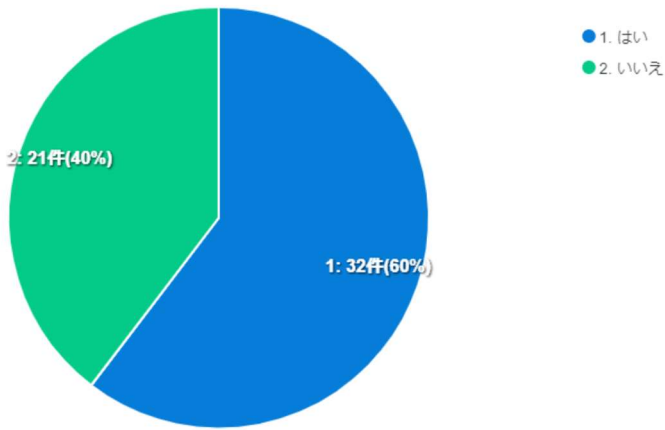
→ 「その他」の意見

●地域経済への貢献(山形県 米沢市)

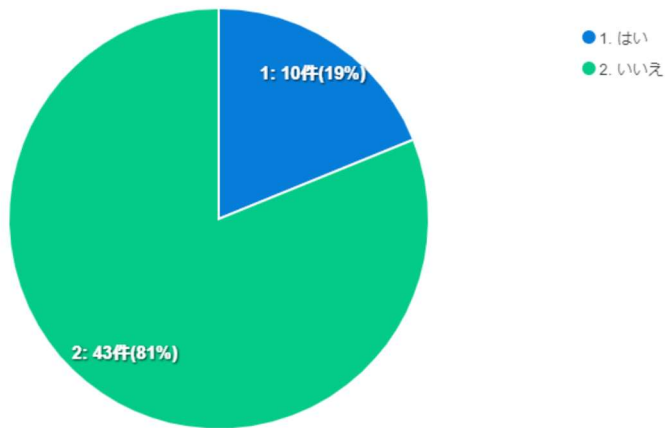
Q PPP/PFI 方式導入の検証は行いましたか。



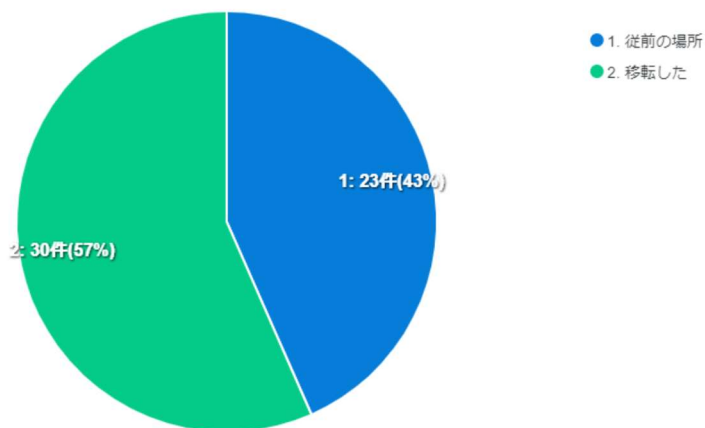
Q オフィス環境整備支援業務を行いましたか。



Q CM (コンストラクション・マネジメント) 業務委託を行いましたか。



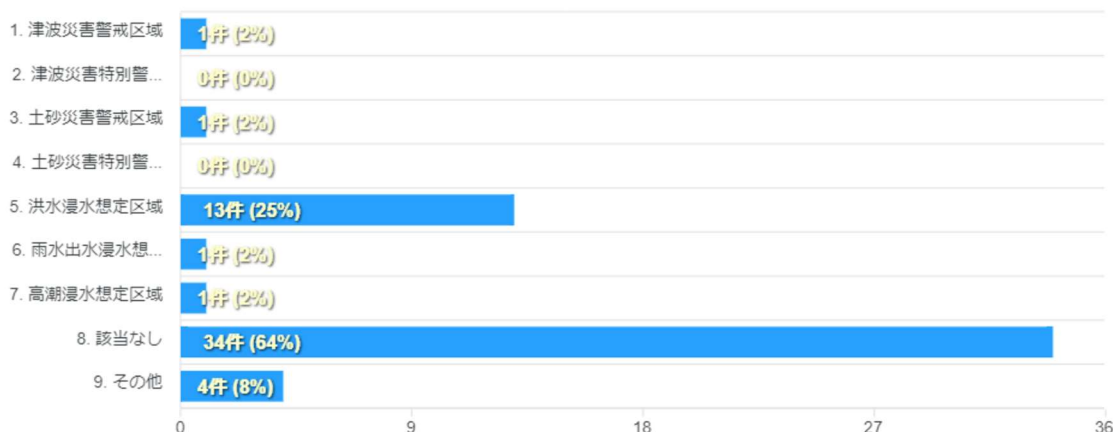
Q 新庁舎整備は従前の場所で行いましたか。



→ 「移転した」の場合、移転した理由をお聞かせください。

- 旧庁舎は、南海トラフ地震の津波浸水区域内にあり、孤立が想定されたため。(和歌山県 串本町)
- 3町村合併の中心部であり、立地がよかったため。(青森県 南部町)
- 従前の土地は狭小かつ洪水時浸水想定区域内のため。(山形県 長井市)
- 津波浸水想定区域内に位置していたため(宮崎県 門川町/北海道 鹿部町)
- 新庁舎建築候補地は、2カ所(現庁舎敷地・旧中学校跡地)があった。
現庁舎敷地は、敷地及び庁舎の一部が、土砂災害警戒区域に該当していることや、建築にあたって、仮設庁舎が必要になることから、安全性・費用面から旧中学校跡地へ移転した。(徳島県 佐那河内村)
- 従前の庁舎位置は、海岸沿いにあり、想定日本海沖地震による津波浸水区域であったことから、高台へ移転することとなった。(青森県 鯨ヶ沢町)
- 仮設庁舎の設置費用などを考慮した。(北海道 中札内村)
- 近接地に市有地等の空き地があり、近接地に移転した方が仮設庁舎不要となるため。(宮崎県 西都市)
- 駐車場等の利便性を考慮し、従前位置から100m程移動した場所に建築したため。(熊本県 大津町)
- 津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域に該当するエリアであったため。(沖縄県 石垣市)
- 候補地が近くにあったため。(山口県 上関町)
- 現地建替えるには敷地が十分ではなかったため。(山形県 遊佐町)
- 新庁舎建設地については、①「地方自治法第4条第2項への準拠」、②「国の支援制度の期限までに完了すること」、③「多大な用地費等が発生しないこと」が位置を検討する際の基本的な考え方とした。
新庁舎建設地は、交通アクセスの利便性が高く、隣接する公共施設等へのアクセスも良好でこれら施設との連携によるまちづくりへの相乗効果が期待できること。また、土地が広く平坦であり、発災時における防災機能の確保、高齢者や障がい者に配慮した機能の整備、十分な駐車スペースの確保等が可能なこととし、中心市街地及び町全体の発展が期待できる場所とした。(山形県 川西町)
- 敷地内移転。業務の継続性を確保する必要があったため。(香川県 善通寺市)
- 従前の場所を含め、4候補地の中から比較して選定。(千葉県 旭市)
- 従前の場所と比較して、庁舎機能として適切な敷地規模の確保、交通アクセスの良さ、ハザードマップにおける指定がなく災害に強い、建設準備コストが低い等の理由が挙げられる。(京都府 京丹波町)
- 機能が分散していて使いにくいという町民からの意見があったため、分散していた機能を集約する必要がありました。
しかし、従前の場所では敷地面積が小さく想定していた規模の庁舎が建てられませんでした。
また、既存建物で仮設庁舎を設けられる施設もなかったため新たに仮設庁舎を設ける必要があり、費用等を考慮し移設という選択に至りました。(長野県 上松町)
- 移転を契機として、まちなか活性化を図ったため。(兵庫県 西脇市)

Q 建設地は以下の区域に該当しますか。



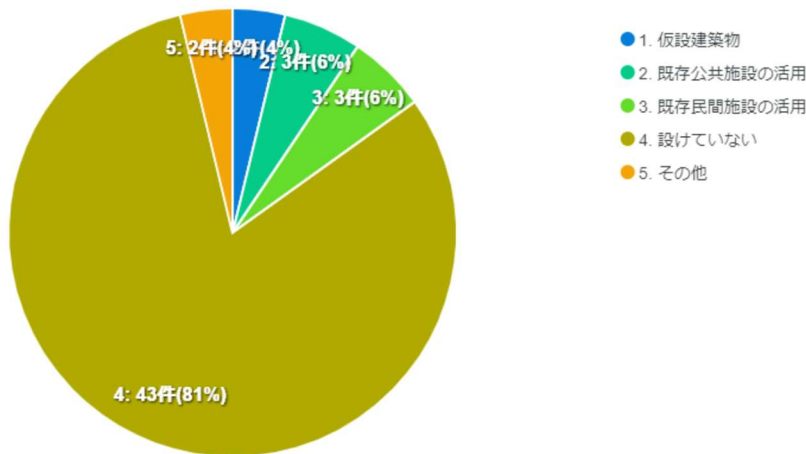
→ 「その他」の意見

- 地盤液状化、側方流動（兵庫県 高砂市）
- 新庁舎敷地の一部は、土砂災害警戒区域に該当します。（徳島県 佐那河内村）
- 準防火地域（長野県 上松町）
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域（岩手県 陸前高田市）

→ 上記の区域該当した場合、対策は行いましたか。

- 高潮・浸水対策・・・現状地盤より2m盛り土
液状化・側方流動対策・・・地盤改良杭、砂杭工法など（兵庫県 高砂市）
- 機械設備、サーバー等を上階に設置。（北海道 新十津川町）
- 土砂災害警戒区域に該当する部分は、駐車場・ヘリポートとして利用しました。
新庁舎建物は、同区域外に建築しています。（徳島県 佐那河内村）
- 浸水想定位置よりも高い位置に1FLを設定。（宮崎県 西都市）
- 玄関高さを浸水想定高さ以上とした。（山形県 遊佐町）
- 可能なかぎり、1FLの高さを上げた。（香川県 善通寺市）
- 1階の床高を想定浸水位よりも高くなるように設定した。（山形県 米沢市）
- 土砂災害の備えとしては、被害を最小限に抑えるため非常用発電設備を庁舎2階に設置し、有事の際にも防災拠点としての機能が果たせるようにしました。
また、準防火地域に指定されているため、100%木造建築の建物は建てられなかったため、鉄筋コンクリート造と木造の混合構造で建築しました。（長野県 上松町）
- 敷地を嵩上げた。（兵庫県 西脇市）
- 浸水対策として、庁舎床レベルを周囲より1m以上嵩上げた。（岐阜県 岐阜市）
- 庁舎敷地の嵩上げ、設備・サーバー等の重要設備を2階に設置。（愛媛県 松野町）
- 止水板、浸透貯留槽を敷地内に設置した。（東京都 清瀬市）
- 浸水対策として、非常用発電機設備等は浸水想定高さ以上の上階に設置。
浸水想定高さ以下の機械設備設置室等は浸水防止ドアにより防水し、浸水対策を施した。
（東京都 輪島市）
- 現在地は静岡県第4次地震被害想定において、レベル1の地震津波による浸水想定区域ではありませんが、レベル2の地震津波など万が一の浸水（想定浸水深1.6m）への対策として、以下の対策を取っています。（静岡県 焼津市）
 - ・免震装置が水没しない中間層免震の採用
 - ・津波避難ビルに適合した安全な構造計画
 - ・サーバー室、電話交換機室を2階以上に配置
 - ・主要な機械室（電気室、非常用発電機、熱源機械室、受水槽、中央監視室など）を2階以上に配置
 - ・1回の機械室に水密扉を採用
 - ・1階と2階以上の電気系統を区分
 - ・屋上に緊急救助用スペース（ヘリのホバリングスペース）を配置
 - ・窓口及び執務室を2階以上に配置
- 浸水高さより、1階のフローアレベルを上げた。（奈良県 大和高田市）
- 行っておりません。（長崎県 川棚町）
- 浸水した場合に庁舎機能（災害対策機能）が不全にならないよう2階以上で最低限の機能が発揮できる仕様とした。（北海道 砂川市）

Q 仮設庁舎を設けましたか。



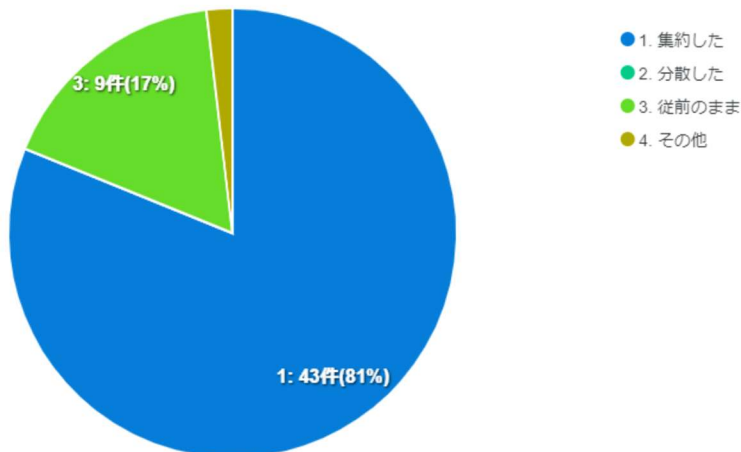
→ 「その他」の意見

- 敷地内3棟構成の既存庁舎を2棟に集約し、1棟を先行除却した。

新庁舎完成後改めて機能を移転し、残りの2棟は時間差にて除却と改修を行った。(北海道 上砂川町)

- 第2庁舎を解体し、その土地に新庁舎を建設したが、第2庁舎で勤務していた課は既存公共施設を活用した。(北海道 ニセコ町)

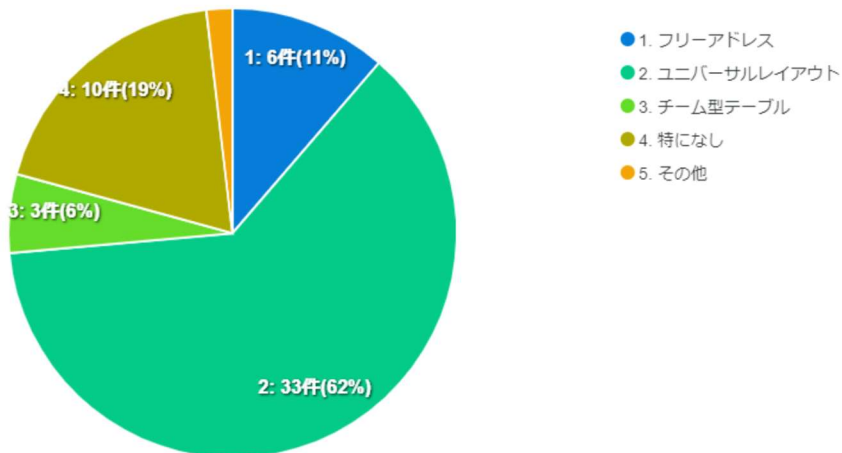
Q 庁舎整備にあたり庁舎機能を集約しましたか。



→ 「その他」の意見

- 一部の機能を集約しました。(大阪府 能勢町)

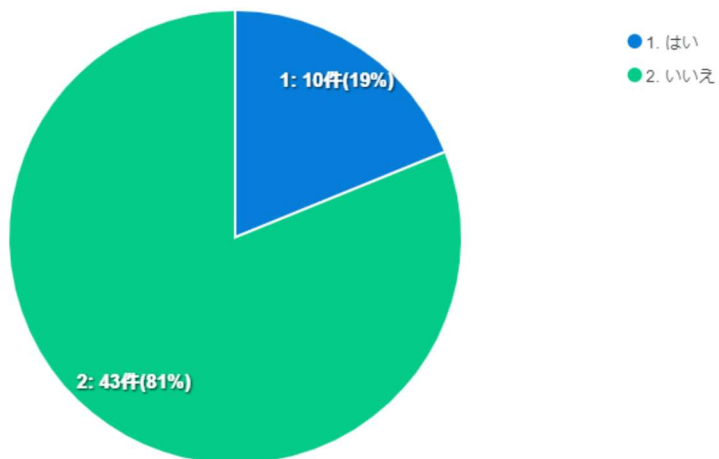
Q オフィスレイアウトの見直しをしましたか。



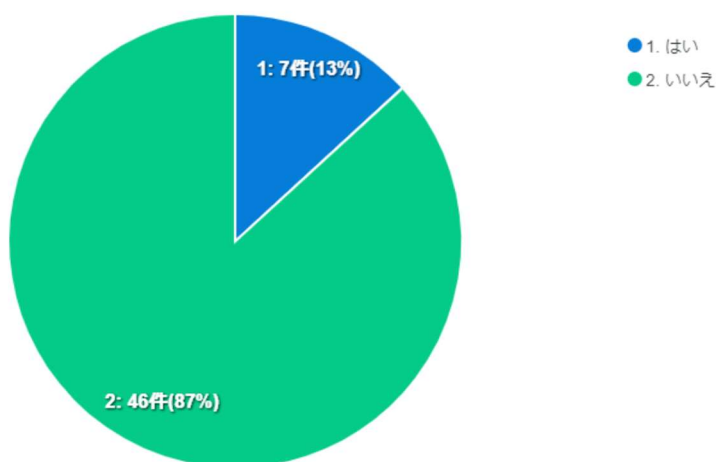
→ 「その他」の意見

- 一般職員席はユニバーサルレイアウトとし、課長席のみ従前のまま別席としている。(宮崎県 門川町)

Q 総合窓口化を行いましたか。



Q 窓口対応の事前対応を実施していますか。



Q 出先施設にオンラインでつないだ窓口を設けていますか。

